

## 【令和3年4月1日改正の経営事項審査について】

令和3年4月1日から、経営事項審査の審査基準が次のとおり改正されます。

### 1 改正内容

#### (1) 技術職員名簿

##### ア 技術職員数（Z点）

技術職員数の評価対象者として、「監理技術者補佐（1級技士補）」が追加されます。

監理技術者補佐とは、主任技術者となるべき資格及び1級技術検定の第一次試験の合格者に付与される資格である1級技士補の資格を有する者を指します。

有資格区分コード等については、以下の通りです。

有資格区分コード	評点
005	4点

##### イ 「CPD単位取得数」欄の追加

技術職員名簿に「CPD単位取得数」を記載する欄が設けられました。

「CPD単位取得数」とは、技術者が審査基準日以前1年間にCPD認定団体から認定されたCPD単位を以下の方法で換算した数値であり、1（2）ウ「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」の評点算出に使用します。

なお、技術者1人当たり最大30単位（換算後の単位数）まで計上できます。CPD単位取得実績がない場合は、「CPD単位取得数」欄に0を記入してください。

技術者は、常勤の職員であり、審査基準日までに6ヶ月を超える恒常的な雇用関係が必要です。

複数のCPD認定団体から、CPD単位の認定を受けている場合は、いずれか1つのCPD認定団体を選択し、CPD単位の換算を行ってください。複数のCPD認定団体から認定されたCPD単位を合算して、「CPD単位取得数」とすることはできません。

技術職員名簿に記載されていない者は、「CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号・別添1）」に記載してください。CPD単位取得実績がない場合は、「CPD単位」欄に0を記入してください。なお、CPD単位を取得した技術者名簿における「CPD単位」は、技術職員名簿における「CPD単位取得数」を指します。

※ 技術者とは、主任技術者又は監理技術者となるべき資格を有する者及び1級又は2級の第一次試験に合格した者を指します。

※ CPD単位とは、建設系CPD協議会、建築CPD運営会議又は建築設備士関係団体CPD協議会に加盟する団体によって認定を受けた継続学習単位を指します。

##### ・CPD単位取得数の換算方法

技術者が、審査基準日以前1年間に認定されたCPD単位数を、認定団体ごとに下表で掲げる数値で除し、30を乗じます（小数点以下は、切り捨てます。）。

$$\boxed{\text{審査基準日以前1年間に認定されたCPD単位数}} \div \boxed{\text{各認定団体に対応する数値}} \times \boxed{30} = \boxed{\text{CPD単位取得数 (CPD単位)}}$$

CPD認定団体	数値
公益社団法人空気調和・衛生工学会	50
一般財団法人建設業振興基金	12
一般社団法人建設コンサルタント協会	50
一般社団法人交通工学研究会	50
公益社団法人地盤工学会	50
公益社団法人森林・自然環境技術者教育研究センター	20
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会	50
一般社団法人全国測量設計業協会連合会	20
一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会	20
一般社団法人全日本建設技術協会	25
土質・地質技術者生涯学習協議会	50
公益社団法人土木学会	50
一般社団法人日本環境アセスメント協会	50
公益社団法人日本技士会	50
公益社団法人日本建築士会連合会	12
公益社団法人日本造園学会	50
公益社団法人日本都市計画学会	50
公益社団法人農業農村工学会	50
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会	12
公益社団法人建築家協会	12
一般社団法人日本建設業連合会	12
一般社団法人日本建築学会	12
一般社団法人建築設備技術者協会	12
一般社団法人電気設備学会	12
一般社団法人日本設備設計事務所協会	12
公益財団法人建築技術教育普及センター	12
一般社団法人日本建築構造技術者協会	12

(例) (一財) 全国土木施工管理技士会連合会が認定するCPD単位を、審査対象年度内に25単位認定された場合

$$25 \div 20 \times 30 = 37.5 \approx \underline{30} \rightarrow \underline{30} \text{を「CPD単位取得数」欄に記載する。}$$

※ 一人当たり最大30単位まで

※ 小数点以下は切り捨てる。

## (2) その他審査項目（社会性等）（W点）

### ア 労働福祉の状況

「法定外労働災害補償制度の有無」の評価対象となる補償制度の提供者として、全日本火災共済協同組合連合会を含む「中小企業等協同組合法の認可を受けて共済事業を行う者」が追加されま  
す。

※ 評価対象となる補償制度は、以下の要件を満たしている必要があります。

- ①業務災害と通勤災害（通勤及び退勤中の災害）のいずれも対象とすること。
- ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること。
- ③労働者災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基因となった災害のすべてを対象とすること。

### イ 建設業の経理の状況

「公認会計士等の数」「二級登録経理試験合格者等の数」の評価対象となる者の要件が、以下のとおり変更されます。

なお、職員に含まれない者（監査役・パート等）が以下の要件に該当する場合でも、審査対象とはなりません。

#### 【公認会計士等】

##### ・公認会計士又は税理士

※ 会計士補の方は、評価対象には含まれません。

- ①これらとなる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない者
- ②国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した者

##### ・一級登録経理試験合格者

- ①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者
- ②平成29年3月31日以前に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る。）
- ③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講したものであって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

#### 【二級登録経理試験合格者】

##### ・二級登録試験合格者

- ①合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者
- ②平成29年3月31日以前に合格した者（令和5年3月31日までの間に限る。）
- ③登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない者

## ウ 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況

その他審査項目（社会性等）の新たな審査項目として、「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況」が追加されます。

### 【項番61】

#### ・CPD単位取得数

「CPD単位取得数」欄には、技術職員名簿の「CPD単位取得数」欄及びCPD単位を取得した技術者名簿の「CPD単位」欄に記載した単位数の合計を記載します。なお、算入できる単位数は、技術者1人当たり最大30単位までです。

CPD単位取得数の算出方法等は、1（1）イを参照してください。

#### ・技術者数

主任技術者又は監理技術者となるべき資格を有する者及び1級又は2級の第一次試験に合格した者であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数を記載してください。

### 【項番62】

項番62の記入に当たっては、事前に「技能者名簿（様式第5号・別添2）」を作成してください。

#### ・技能レベル向上者数

技能者に該当する者のうち、審査基準日以前3年間に、建設キャリアアップシステムにおいて、レベルが1以上アップした者の数を記入します。

技能者名簿「レベル向上の有無」欄に○が付された者の合計人数と一致します。

※ レベル判定を受けていない者がレベル1の判定を受けた場合は、技能レベル向上者数には含みません。

#### ・技能者数

審査基準日以前3年間に、建設工事の施工に従事した者（施工体制台帳の作業員名簿に記載された者）であって、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者の数を記入します。主任技術者や監理技術者等、建設工事の施工の管理にのみ従事した者は含みません。

技能者名簿「合計」欄の人数と一致します。

#### ・控除対象者数

技能者に該当する者のうち、審査基準日の3年前より以前に、建設キャリアアップシステムにおいて、レベル4の判定を受けた者の人数を記入します。

技能者名簿「控除対象」欄に○が付された者の合計人数と一致します。

## 2 経営事項審査申請について（提出書類）

青森県建設業ポータルサイト「経営事項審査－経営事項審査申請の手引き（令和3年3月改正4月施行版）」について」に掲載している、「経営事項審査申請の手引き（令和3年4月）」（以下「手引き」という。）を参照してください。

今回の改正に係る項目については、手引きに記載している確認書類のほか、以下に掲げる書類を提出してください。

### （1）技術職員名簿等事前確認

以下の項目は、経営事項審査の事前確認として、公益財団法人青森県建設技術センター（以下「センター」という。）で審査を行います。各様式及び確認書類は、センターに提出してください。

#### ア 技術職員名簿（別紙二：電算用紙20005帳票）

##### （ア）監理技術者補佐（1級技士補）

- ・資格を証明する書類

##### （イ）CPD単位取得数

- ・CPD認定団体が発行するCPD単位取得証明書（実績証明書）  
※ CPD単位実績証明書等については、各認定団体にお問合わせください。

#### イ 建設業に従事するその他職員確認票

##### （ア）公認会計士

次のいずれかの書類

- ・登録証明書（日本公認会計士協会が発行したもの）  
→公認会計士となる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない場合
- ・国土交通大臣が指定する研修を受講したことを証明する書類  
→国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した場合

##### （イ）税理士

次のいずれかの書類

- ・登録事項証明書（日本税理士連合会が発行したもの）  
→税理士となる資格を有した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して1年を経過しない場合
- ・国土交通大臣が指定する研修を受講したことを証明する書類  
→国土交通大臣が指定する研修を経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の直前の事業年度終了の日が属する年度の直前の年度において受講した場合

## (ウ) 建設業経理士

次のいずれかの書類

- ・合格証明書

→平成29年3月31日以前に合格した場合及び合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない場合

- ・登録経理講習修了証

→登録経理講習又は一般財団法人建設業振興基金が実施する講習を受講した者であって、受講した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して5年を経過しない場合

## ウ CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）

※ 掲載者がいない場合は、不要です。

- ・CPD認定団体が発行するCPD単位取得証明書（実績証明書）
- ・資格を証明する書類
- ・常勤性を確認する書類

## エ 技能者名簿（様式第5号）

※ 掲載者がいない場合は、不要です。

- ・能力評価（レベル判定）結果通知書  
→技能レベル向上者又は控除対象者に該当する者に係るもの
- ・常勤性を確認する書類（名簿掲載者全員分）
- ・作業員名簿（審査基準日時点で稼働している工事に係るもの）

## (2) 経営事項審査申請（その他審査項目（社会性等））

「CPD単位を取得した技術者名簿（様式第4号）」及び「技能者名簿（様式第5号）」は、技術職員名簿の次に綴ってください。

### ア 法定外労働災害補償制度加入の有無

- ・「中小企業等共同組合法の認可を受けて共済事業を行う者」が提供する補償制度に加入していることを証明する書類

### イ CPD単位取得数・技術者数

- ・技術職員名簿（センターの確認印が押印されたもの）
- ・CPD単位を取得した技術者名簿（センターの確認印が押印されたもの）

### ウ 技能者数・技能レベル向上者数・控除対象者数

- ・技能者名簿（センターの確認印が押印されたもの）

## 3 再審査について

今回の改正に係る再審査を受付します。

受付期間は、令和3年4月1日～同年7月29日（120日以内）です。

※ 詳細は別添3を御確認ください。



